

## 付 議 第 1 号

### 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

## 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案説明

### 1 改正の目的及び内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）による学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正により、市町村立幼稚園の設置廃止等について、都道府県教育委員会の認可制から届出制に改められたことに伴い、現在教育委員会の権限に属する事務とされている市町村立幼稚園の設置の認可事務を廃止しようとするものである。

### 2 施行期日

公布の日

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成23年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規  
則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「、幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県教育委員会事務委任規則 (抜粋)

高知県教育委員会事務委任規則 (抜粋)

本則

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(17) 略

(18) 市町村立の高等学校、特別支援学校\_\_\_\_\_、各種学校及び専修学校の設置を認可すること。

(19)～(38) 略

本則

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(17) 略

(18) 市町村立の高等学校、特別支援学校、幼稚園、各種学校及び専修学校の設置を認可すること。

(19)～(38) 略

## 法改正に伴う変更内容

## ○改正後

項目	保育所		幼稚園	
	公立	私立	公立	私立
設置	届出	認可	届出	認可
廃止	届出	認可	届出	認可
設置者変更	届出	認可	届出	認可
分園の設置	届出	認可	届出	認可
分園の廃止	届出	認可	届出	認可

## ○改正前

項目	保育所		幼稚園	
	公立	私立	公立	私立
設置	届出	認可	認可	認可
廃止	届出	認可	認可	認可
設置者変更	届出	認可	認可	認可
分園の設置	届出	認可	認可	認可
分園の廃止	届出	認可	認可	認可